◆━━━◆

平成２６年度【最短合格・短答パーフェクト講座（読込編）】第１３号

2013.10-(1)

◆━━━◆

□　本講座の特徴

１．短答試験の出題範囲を満遍なく学習し習得を目指す。
２．本講座で毎回条文等の読み込みを行うことにより、自然に実力をつける。
３．弁理士試験最終合格を実現可能にする。

□　目次

★　条文読込
　☆条文逐条解説　＋　短答過去問演習　…　特許法１条－２６条
　　パリ条約１－３条
★　編集後記

受講生のみなさん、こんにちは。
平成２６年度短答パーフェクト講座の担当講師桐生です。

この最短合格・短答パーフェクト講座では、
特許法１条からの逐条解説の形式で学習を進めていきます。
平成２６年度の短答本試験合格を目標に学習を進めていきましょう。

この講座では、条文を中心に、青本、過去問、改正本、
審査基準、その他基本書、必要な判例等を引用して記載してあります。
すべて、これらからの引用で根拠のあるものです。

従いまして、受講生のみなさんは、わざわざ条文や青本等を開くことなく、
理解・記憶でき、合格レベルの知識が得られるような構成にしてあります。

通常、解説は問題の後ですが、ここでは、
解説が問題の前にある、という構成にしてあります。

最初に条文とその解釈等を理解していただき、
その後、過去問の演習で理解を確認する、という流れです。

理解しにくいと思われるものは、簡単な解説文をつけています。
条文だけ、要点集だけ、過去問だけを勉強する不安、
要点集、過去問、条文をそれぞれ見るめんどうさを
解消しました。

上から（１条から）通して読むだけで、受験生みなさんの
得点アップが可能となると考えて作成しました。

この講座を最大限に活用していただきたいと思います。

演習編では、読込編の範囲に対応する短答式本試験の過去問演習を行います。
演習編で習熟度を確認してください。

それでは、今回の講座を始めましょう。

↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓
☆☆★☆☆★　【 特許法１－２６条 ＋ パリ条約１－３条 】

（特許法１条－２６条）

●特許法　第１条（目的）
　この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

・この法律の目的を示したもの

＜比較＞
法律の目的

〇実１条　⇒　物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与する
〇意１条　⇒　意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する
〇商１条　⇒　商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する

●特許法　第２条（定義）
　この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
２　この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
３　この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
二　方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
三　物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
４　この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

⑴１項　発明の定義　→　自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの
⑵３項　発明の「実施」の定義
　①１号　物の発明：物の生産・使用・譲渡等・輸出・輸入・譲渡等の申出
　②２号　方法の発明：方法の使用
　③３号　物を生産する方法の発明：方法の使用、その方法による生産物の使用・譲渡等・輸出・輸入・譲渡等の申出
ａ．「物」→　プログラム等が含まれる（平成１４年改正）

（趣旨）プログラム等が含まれることを明示的に規定することにより、記録媒体に記録されないプログラム等の情報財がそれ自身として特許法における保護対象となり得ることを明確化（改正本）
ｂ．「譲渡等」→　譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む（平成１４年改正）。
（趣旨）ネットワークを通じたプログラム等の提供行為が発明の実施に含まれることを明確化（青本）
ｃ．放送は「譲渡、貸渡し」に含まれると解釈される（青本）。
ｄ．「プログラム等」→　プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるもの（４項、平成１４年改正）
ｅ．「譲渡等の申出」→　権利品の展示やカタログによる勧誘・パンフレットの配布等も含む概念と解される（青本）。
ｆ．実施には「輸出」行為が含まれる（平成１８年改正、特２条３項１号、３号）。
　①（趣旨）模倣品や海賊版の輸出規制の実現
　経済のグローバル化の進展により、我が国の産業財産権侵害品が国境を越えて取引される事例が増大する等模倣品問題の国際化・深刻化に鑑み、国内の製造や譲渡の段階では差止めができない場合であっても、輸出者が判明した場合には、権利者が「輸出」の段階で差止め等の措置を講じることを可能とするため（青本）。
　②輸出行為自体は、国内で行われる行為であり、我が国の工業所有権の効力を直接的に海外における譲渡等の行為に対して及ぼすものではないため、属地主義には反しない（青本）。
【平２４－５】発明の実施行為の１つとして輸出をする行為が規定されているのは、特許法において属地主義の原則の例外が認められたことによるものである。
→×
　③一般的に「通過」として考えられる行為のうち、我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく外国に送り出す行為は、輸出に該当すると考えられる（改正本）。
ｇ．「輸出の申出」は実施行為に含まれない。
（理由）輸出は国内貨物を外国に送り出す行為として単独で成立し得る行為であるから、通常、申出行為というものは概念し得ない（改正本）。

【平１７－２０】生産、使用、譲渡、貸渡し、輸出及び輸入をする行為は、物の発明についての実施に含まれる。
→○
・・・・